

「久留米市障害者差別禁止条例をつくる会」のあゆみ

はじめに

2014年、国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者差別禁止条約）が日本でも有効になり、それを受けて「障害者基本法」の改訂や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）の制定などが行なわれました。

学ぶことから

それらの法律をより実効性のあるものとするため、久留米市でも「障害者差別禁止条例」を制定したいという、当事者や支援者が集まり、まずは学習をすることからと、2015年に、「**障害者差別解消法を学ぶ会**」（以下、「学ぶ会」）を立ち上げました。

「差別とは何か」を学ぶことから始まり、「障害者差別解消法」の学習会や、様々な障害当事者の声を聴く学習会、シンポジウムなどを開催してきました。

その中で、当事者も意識していなかった差別に気づいたり、お互いに異なる障害への理解を深めたりすることができ、「障害」と一括りには出来ないこと、個々の困りごとを一つずつ解決する事が大切なことに気づきました。そのためには周りの人たちとの協働が必要で、その拠り所となるのが地域の実情に沿った、久留米市の条例だと考えました。

立ち上げと活動

2年間の「学ぶ会」としての学習を踏まえ、2017年に「**久留米市障害者差別禁止条例をつくる会**」（以下、「つくる会」）としての活動が始まりました。

「つくる会」には、久留米市を中心に活動する様々な障害種別の当事者団体・支援者団体が集まり、その代表者で定期的に世話人会を開催し、条例制定に向け、市長への要望書や市議会への請願書の提出などを行ってきました。並行して他の自治体の条例の学習や啓発活動、個々の障害当事者の困り感を把握するためのアンケート調査も行いました。

請願の採択後は、具体的な条例制定に向けた「つくる会」独自の条例案作りにも取り組み、世話人会での検討をもとに久留米市の条例検討ワーキンググループに4名の代表が参加し、障害当事者の立場から条例素案の策定に向けて活動しています。

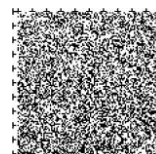
これから

障害者のためだけでなく、全ての市民にとって住みよい久留米市にしていくため、

「**障害者差別のないまち誰もが暮らしやすいまち**」を合言葉に、久留米市の障害者差別禁止条例（仮称）を守り、育てていくための活動をしていきたいと思っています。



音声コード



【問い合わせ】久留米市障害者差別禁止条例をつくる会 Tel/Fax 0942-38-4353